

第5号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則（昭和30年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月18日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号から第五号までの表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同条第六号及び第七号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目」に改める。

第十条第一号から第三号までの表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同条第四号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十一条中「第十項」を「第八項」に改め、同条の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十二条中「第三十四項」を「第三十八項」に改め、同条各号の表中「教科に関する科目」を「教

科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十三条の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。
第十四条各号の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。
第十四条の二の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第十四条の三第一号の表中

在職年数			
最低修得単位数に含める科目別最低単位数	教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法
最低修得単位数	単位数		

を

在職年数	
最低修得単位数に含める科目別最低単位数	保育内容の指導法に関する科目
最低修得単位数	単位数

に改め、同条第二

号の表中

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数				最低修得単位数	
二	一	各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	教職に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	最低修得単位数	最低修得単位数
		五	七	一	一		
		一	二	七	十		

を

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数				最低修得単位数	
二	一	各教科の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	教職に関する科目	生徒指導、教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	最低修得単位数	最低修得単位数
		五	七	一	一		
		一	二	七	十		

に改め、

同条第三号の表中

二	一	五	七	一	一	一	二	一	〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数		最低修得単位数			
二	一	五	七	一	二	六	九
		各教科の指導法に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		最低修得単位数	
		教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		最低修得単位数	
		教職に関する科目				最低修得単位数	
		各教科の指導法				最低修得単位数	
		生徒指導の理論及び方法		教育相談（カウンセリング）に関する		最低修得単位数	
		進路指導及びキャリア教育の理論及				最低修得単位数	

に改め、同条第四号の表中

二	一	
五	七	
		基礎的な知識を含む。 （ ）の理論及び 方法
		び方法
一	二	
六	九	

を

三	二	一				
五	五	七				
			各教科の指導法	教育課程及び指導法に 関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数に含める科目別最低単位数
一	一	二				
			科目	生徒指導、教育相談及 び進路指導等に関する 科目		
一	二	二				
七	八	十一				最低修得 単位数

に改め、同条第五号の表中

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数		在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数
三	二	一	七	三	七
五	五	一	二	二	八
一	一	二	二	一	一

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
三	七	七
二	五	八
一	一	一

を

一	在職年数						
一	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
一		道徳の指導	生徒指導				
一		理論及び指導	理論及び方法				
一							
三							
六							

二	一						
一	一	各教科の指導法	道徳の指導法	相談及び進路指導等に関する科目			
一	一						
一	一						
二	三						
五	六						

に改め、同条第六号の表中

二	一	一	一	二	五
---	---	---	---	---	---

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数		最低修得単位数	
二	一	一	二	四	六
一	一	一	二	六	九

を

在職年数		最低修得単位数に含める科目別最低単位数		最低修得単位数	
二	一	一	二	四	六
一	一	一	二	六	九

二	一	
一	一	
		的な知識を含む。 の理論及び方法
一	二	及び方法
四	六	
六	九	

に改める。

第十五条第八号中「第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号」を「第二条第一項の表備考第九号、第四条第一項の表備考第八号」に、「第十条の表備考第二号」を「第九条の表備考第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

改正後	現行	備考																														
<p>第一条～第八条（略）</p> <p>第九条 免許法別表第三により免許状を上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>一 小学校の二種免許状から一種免許状になる場合</p> <table border="1" data-bbox="432 226 1007 981"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">在職年数</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">最低修得単位数に含める</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">科目別最低単位数</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教科に関する事項に</td> <td style="text-align: center;">各教科の指導法に</td> <td style="text-align: center;">大学が独自に設定する科目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目</td> <td style="text-align: center;">関する科目</td> <td style="text-align: center;">論の基礎的</td> <td style="text-align: center;">理解に関する科目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">等</td> <td style="text-align: center;">目</td> <td style="text-align: center;">又</td> <td style="text-align: center;">は</td> </tr> </table>	(略)	在職年数	最低修得単位数に含める	科目別最低単位数	最低修得単位数	教科に関する事項に	各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目	目	関する科目	論の基礎的	理解に関する科目	等	目	又	は	<p>第一条～第八条（略）</p> <p>第九条 免許法別表第三により免許状を上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <p>一 小学校の二種免許状から一種免許状になる場合</p> <table border="1" data-bbox="432 1093 1007 1848"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">在職年数</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">最低修得単位数に含める</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">科目別最低単位数</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教科に関する</td> <td style="text-align: center;">教職に関する</td> <td style="text-align: center;">教科又は教職に関する科目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する科目</td> <td style="text-align: center;">る科目</td> <td style="text-align: center;">する科目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">する科目</td> <td style="text-align: center;">る科目</td> <td style="text-align: center;">する科目</td> </tr> </table>	(略)	在職年数	最低修得単位数に含める	科目別最低単位数	最低修得単位数	教科に関する	教職に関する	教科又は教職に関する科目	する科目	る科目	する科目	する科目	る科目	する科目	<p>教育職員免許法施行規則の改正により、科目区分が大幅に拡大されたことに伴い科目名を変更するもの。</p>
(略)		在職年数				最低修得単位数に含める	科目別最低単位数	最低修得単位数																								
		教科に関する事項に							各教科の指導法に	大学が独自に設定する科目																						
		目							関する科目	論の基礎的	理解に関する科目																					
	等	目	又	は																												
(略)	在職年数	最低修得単位数に含める	科目別最低単位数	最低修得単位数																												
	教科に関する				教職に関する	教科又は教職に関する科目																										
	する科目				る科目	する科目																										
	する科目				る科目	する科目																										

二 小学校の臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数	
	教科に関する事項に 関する科目				各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育の基礎 的論の基 礎的理 解に關 する科 目等
	教科に関する 事項に 関する科 目				大学が独 自に設定 する科目
	大学が独 自に設定 する科目				

三 中学校の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数	
	教科に関する 事項に 関する科 目				各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育の基礎 的論の基 礎的理 解に關 する科 目等
	教科に関する 事項に 関する科 目				大学が独 自に設定 する科目
	大学が独 自に設定 する科目				

二 小学校の臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数	
	教科に関する 事項に 関する科 目				各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育の基礎 的論の基 礎的理 解に關 する科 目等
	教科に関する 事項に 関する科 目				大学が独 自に設定 する科目
	大学が独 自に設定 する科目				

三 中学校の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数	
	教科に関する 事項に 関する科 目				各教科の 指導法に 関する科 目又は教 育の基礎 的論の基 礎的理 解に關 する科 目等
	教科に関する 事項に 関する科 目				大学が独 自に設定 する科目
	大学が独 自に設定 する科目				

四 中学校の臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数
	教科に関する事項に 関する科目	教科に関する 事項に 関する科 目			
	各教科の指 導法に 関する 科目 又は 教諭の 教育 の基礎 的理 解に 関す る科 目等	各教科の指 導法に 関す る科 目 又は 教諭の 教育 の基礎 的理 解に 関す る科 目等			
	大学が 独自に 設定 する 科目	大学が 独自に 設定 する 科目			

五 高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数
	教科に関する事項に 関する科目	教科に関する 事項に 関する科 目			
	各教科の指 導法に 関する 科目 又は 教諭の 教育 の基礎 的理 解に 関す る科 目等	各教科の指 導法に 関す る科 目 又は 教諭の 教育 の基礎 的理 解に 関す る科 目等			
	大学が 独自に 設定 する 科目	大学が 独自に 設定 する 科目			

四 中学校の臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数
	教科に関する 科目	教科に関する 事項に 関する 科目			
	教職に 関する 科目	教職に 関する 科目			
	教科又は 教職に 関する 科目	教科又は 教職に 関する 科目			

五 高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数
	教科に関する 科目	教科に関する 事項に 関する 科目			
	教職に 関する 科目	教職に 関する 科目			
	教科又は 教職に 関する 科目	教科又は 教職に 関する 科目			

六 幼稚園の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数 科目別最低単位数	最低修得単位数	
	領域に関する専門的事項に関する科目				保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
	大学が独自に設定する科目				大学が独自に設定する科目
					単位数

七 幼稚園の臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数 科目別最低単位数	最低修得単位数	
	領域に関する専門的事項に関する科目				保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
	大学が独自に設定する科目				大学が独自に設定する科目
					単位数

六 幼稚園の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数 科目別最低単位数	最低修得単位数	
	教科に関する科目				教科又は教職に関する科目
	教職に関する科目				教科又は教職に関する科目
					単位数

七 幼稚園の臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数 科目別最低単位数	最低修得単位数	
	教科に関する科目				教科又は教職に関する科目
	教職に関する科目				教科又は教職に関する科目
					単位数

第十条 免許法施行規則第十四条の規定により免許状を上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 小学校の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得 単位数
	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数		
	教科に關する専門的事項に關する科目	各教科の指導法に關する科目又は教諭の教育の基礎的理論に關する科目等	
	大学が獨自に設定する科目	大学が獨自に設定する科目	

二 中学校の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得 単位数
	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数		
	教科に關する専門的事項に關する科目	各教科の指導法に關する科目又は教諭の教育の基礎的理論に關する科目等	
	大学が獨自に設定する科目	大学が獨自に設定する科目	

第十条 免許法施行規則第十四条の規定により免許状を上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 小学校の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得 単位数
	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数		
	教科に關する科目	教職に關する科目	
	教科又は教職に關する科目	教科又は教職に關する科目	

二 中学校の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得 単位数
	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数		
	教科に關する科目	教職に關する科目	
	教科又は教職に關する科目	教科又は教職に關する科目	

三 高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数
	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に關す る科目又は 教諭の教育 の基礎的理 解に關する 科目等		
	大学が独 自に設定 する科目		最低修得 単位数	

四 幼稚園の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数
	領域に關 する専門 的事項に 関する科 目	保育内容 の指導法 に關する 科目又は 教諭の教 育の基礎 的理解に 關する科 目等		
	大学が独 自に設定 する科目		最低修得 単位数	

三 高等学校の臨時免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数
	教科に關 する科目	教職に關す る科目		
	教科又は 教職に關 する科目		最低修得 単位数	

四 幼稚園の二種免許状から一種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得 単位数
	教科に關 する科目	教職に關す る科目		
	教科又は 教職に關 する科目		最低修得 単位数	

第十一条 昭和二十九年改正法附則第八項の規定により高等学校の臨時免許状から一種免許状に上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)	在職年数		最低修得 単位数
	科目別最低単位数		
	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に關す る科目又は 教諭の教育 の基礎的理 解に關する 科目等	
	大学が獨 自に設定 する科目		

第十一条 昭和二十九年改正法附則第十項の規定により高等学校の臨時免許状から一種免許状に上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)	在職年数		最低修得 単位数
	科目別最低単位数		
	教科に關 する科目	教職に關す る科目	
	教科又は 教職に關 する科目		

附則の項ずれを修正するもの。

教育職員免許法施行規則の改正により、科目区分が大括り化されたことに伴い科目名を変更するもの。

第十二条 免許法施行規則附則第三十八項の規定により高等学校の保健の教科についての臨時免許状から一種免許状に上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 看護師養成施設（修業年限三年）を卒業し看護師の免許を有する者

(略)	在職年数		最低修得単位数
	科目別最低単位数		
	教科に関する事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等	
	大学が独自に設定する科目		
	単位数		

第十二条 免許法施行規則附則第三十四項の規定により高等学校の保健の教科についての臨時免許状から一種免許状に上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 看護師養成施設（修業年限三年）を卒業し看護師の免許を有する者

(略)	在職年数		最低修得単位数
	科目別最低単位数		
	教科に関する科目	教職に関する科目	
	教科又は教職に関する科目		
	単位数		

附則の項ずれを修正するもの。

教育職員免許法施行規則の改正により、科目区分が大括り化されたことに伴い科目名を変更するもの。

二 看護師養成施設（修業年限二年）を卒業し看護師の免許を有する者

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める	最低修得単位数
	教科に関する事項に関する科目	最低修得単位数に含める	各教科の指導法に関する科目又は	
		科目別最低単位数		
	教科に関する事項に関する科目	の基礎的理論に関する科目等		

第十三条 免許法別表第五により免許状を上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

職業実習についての中学校臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める	最低修得単位数
	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数に含める	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
		科目別最低単位数		
	教科に関する専門的事項に関する科目			

二 看護師養成施設（修業年限二年）を卒業し看護師の免許を有する者

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める	最低修得単位数
	教科に関する科目	最低修得単位数に含める	教科又は教職に関する科目	
		科目別最低単位数		
	教科に関する科目			

第十三条 免許法別表第五により免許状を上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

職業実習についての中学校臨時免許状から二種免許状になる場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める	最低修得単位数
	教科に関する科目	最低修得単位数に含める	教職に関する科目	
		科目別最低単位数		
	教科に関する科目			

第十四条 免許法別表第六により免許状を上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 養護教諭二種免許状を有する者が一種免許状を取得する場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数
	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	養護に関する科目	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	

二 養護教諭臨時免許状を有する者が二種免許状を取得する場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数
	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		
	養護に関する科目	栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	

第十四条 免許法別表第六により免許状を上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 養護教諭二種免許状を有する者が一種免許状を取得する場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数
	養護に関する科目	教職に関する科目		
	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	

二 養護教諭臨時免許状を有する者が二種免許状を取得する場合

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数	最低修得単位数
	養護に関する科目	教職に関する科目		
	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	

第十四条の二 免許法別表第六の二により栄養教諭二種免許状から一種免許状に上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める	最低修得単位数
	科目別最低単位数		管理栄養士 学校指定規 則別表第一 に掲げる教 育内容に係 る科目	
			栄養に係 る教育に 関する科 目	
			養護教 諭・栄養 教諭の教 育の基礎 的理解に 関する科 目等	

第十四条の三 免許法別表第八により免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

一	在職年数		最低修得単位数に含める	最低修得単位数
	科目別最低単位数		保育内容の指導法に関する科目	
三				
三				

第十四条の二 免許法別表第六の二により栄養教諭二種免許状から一種免許状に上進する場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)	在職年数		最低修得単位数に含める	最低修得単位数
	科目別最低単位数		管理栄養士 学校指定規 則別表第一 に掲げる教 育内容に係 る科目	
			栄養に係 る教育に 関する科 目	
			教職に関 する科目	

第十四条の三 免許法別表第八により免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

一 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

一	在職年数		最低修得単位数に含める	最低修得単位数
	科目別最低単位数		教職に関する科目	
			教育課程及び指導法に関する科目 保育内容の指導法	
三				
三				

二 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を
取得する場合

二	一		在職 年数																			
五	七	各教科の指導に関する科目	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数																			
一	一	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目																				
一	二	<table border="1"> <tr> <td>道徳の指導</td> <td>生徒指導</td> <td>教育相談（カ）</td> <td>進路指導</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td>及び</td> <td>及び</td> <td>及び</td> </tr> <tr> <td>論</td> <td>論</td> <td>論</td> <td>論</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td>及び</td> <td>及び</td> <td>及び</td> </tr> <tr> <td>方</td> <td>方</td> <td>方</td> <td>方</td> </tr> </table>		道徳の指導	生徒指導	教育相談（カ）	進路指導	及び	及び	及び	及び	論	論	論	論	及び	及び	及び	及び	方	方	方
道徳の指導	生徒指導	教育相談（カ）	進路指導																			
及び	及び	及び	及び																			
論	論	論	論																			
及び	及び	及び	及び																			
方	方	方	方																			
七	一〇		最低修得単位数																			

二 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を
取得する場合

二	一		在職 年数
五	七	各教科の指導法	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数
一	一	道徳の指導法	
一	二	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
七	一〇		最低修得単位数

の。理を。行。う。も。所。要。の。文。言。整。

三 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を
取得する場合

二	一		在職 年数
五	七	各教科の指導に関する科目	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数
一	二	生徒指導の理論及び方法	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
六	九	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	最低修得単位数

三 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を
取得する場合

二	一		在職 年数
五	七	各教科の指導法	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数
一	二	教育課程及び指導法に関する科目	
六	九	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	最低修得単位数

教育職員免許法施行規則の改正により、科目区分が大幅に化されたことに伴い科目名を変更するもの。

四 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状を
取得する場合

三	二	一		在職 年数			
五	五	七	教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数			
一	一	二	各教科の指導に関する科目				
一	二	二	<table border="1"> <tr> <td>生徒指導の理論及び方法</td> <td>教育相談（カウンセリング）に関する理論及び方法</td> <td>進路指導及びキャリア教育に関する理論及び方法</td> </tr> </table>		生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する理論及び方法	進路指導及びキャリア教育に関する理論及び方法
生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する理論及び方法	進路指導及びキャリア教育に関する理論及び方法					
七	八	十一		最低修得単位数			

四 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状を
取得する場合

三	二	一		在職 年数		
五	五	七		最低修得単位数に含める 科目別最低単位数		
一	一	二	各教科の指導法		教科に関する科目	
一	二	二	<table border="1"> <tr> <td>教育課程及び指導法に関する科目</td> <td>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</td> </tr> </table>		教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目					
七	八	十一		最低修得単位数		

の。理をの文行言整
の。理を行うも

五 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭一種免許状
を取得する場合

二	一		在職 年数
一	一	各教 科の 指導 法に 関す る目 科	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数
一	一	道徳 の理 論及 び指 導法	
一	一	生徒 指導 の理 論及 び指 導法	
		教育 相談 （カ ンセ リグ に關 する 基礎 的知 識を 含む ）の 理論 及び 方法	
		進路 指導 及び キャリア 教育 の理 論及 び指 導法	
二	三	大 学 が 自 ら 設 定 す る 目 科	
五	六		最低 修得 単 位 数

五 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状
を取得する場合

二	一		在職 年数
一	一	各教 科の 指導 法	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数
一	一	道徳 の指 導法	
一	一	生徒 指 導、 教育 相談 及び 進路 指導 等 に 関 す る 目 科	
二	三		教 科 又 は 教 諭 に 関 す る 目 科
五	六		最低 修 得 単 位 数

教育職員免許
法施行規則の
改正により、
科目区分が大
括り化された
ことに伴い科
目名を変更す
るもの。

六 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が
高等学校教諭一種免許状を取得する場合

二	一		在職 年数
一	一	各教科の指導法に関する科目	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数
一	二	生徒指導、教育相談（カウンセリング）に関する基礎的知識を含む。理論及び方法 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 進路指導及びキャリア教育	
四	六	大学が独自に設定する科目	
六	九		最低修得単位数

六 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が
高等学校教諭一種免許状を取得する場合

二	一		在職 年数
一	一	教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法	最低修得単位数に含める 科目別最低単位数
一	二	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
四	六	教科又は教職に関する科目	
六	九		最低修得単位数

第十五条 普通免許状の授与を受けようとする者(次条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 実務に関する証明書(様式第七号。免許法施行規則第二条第一項の表備考第九号、第四条第一項の表備考第八号、第七条第一項の表備考第四号又は第九条の表備考第三号の規定の適用を受けるものに限る。)

九〇十二 (略)

(以下略)

第十五条 普通免許状の授与を受けようとする者(次条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者を除く。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。

一〇七 (略)

八 実務に関する証明書(様式第七号。免許法施行規則第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号、第七条第一項の表備考第四号又は第十条の表備考第二号の規定の適用を受けるものに限る。)

九〇十二 (略)

(以下略)

教育職員免許
法施行規則の
改正に伴い改
正するもの。

教育職員の免許状に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

教育職員免許法施行規則の一部が改正され、免許状の授与を受けるために修得が必要な科目区分が大括り化されたことから、科目名の変更が必要となったもの。

2 改正内容

教育職員の免許状に関する規則第9条から第14条の3の各表中に規定されている免許状の上進や隣接校種の免許状の取得に必要な「最低修得単位数に含める科目別最低単位数」の科目名を改正するもの。

3 施行年月日

平成31年4月1日